

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和3年2月5日（金） 午前9時58分～午前10時40分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員	※農業委員のみ参集					
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3		4	藤田秀美
5		6	台越正洋	7	菊池啓二	8	
9		10	幸野登吉	11		12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15		16	
17	(欠員)	18	山中千鶴	19		20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	
25	(欠員)	26	田中賢寿	27		28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31		32	
33	坂幹幸	34	久保壽男	35		36	
37		38		39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員（農政）	
		菊池係長（農地）		土居主事（農政）			
⑦	農 林 水 産 課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会 議 の 内 容	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第10号	農地法第5条の規定による許可の取下について				
		議案第11号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第12号	下限面積（別段の面積）の設定について				
		議案第13号	大洲市賃借料情報の提供について				
		議案第14号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第15号	農用地利用配分計画（案）について				

事務局（局長）	<p>只今から令和3年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>まず、コロナ感染対策関係ですが、大洲市では感染者は現在出ていない状況ではありますが、本日の定例総会は農業委員のみの開催及び配席とさせて頂きましたことに、ご理解をお願いします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員19名中18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、現在農業委員1名が欠員となっております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、18番 山中千鶴委員、20番 森永茂史委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居主事を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第7号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、若宮字ドテソトの土地、畑4筆・1，608㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、東大洲の土地、田2筆・1，816㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、富士の土地、畑1筆・512㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、整備を行い、野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。</p>
2番	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは1番と2番案件を併せて説明させていただきます。</p>

議案説明資料1ページ及び2ページも参考にしてください。

1番案件は、姉と弟による贈与での所有権移転になります。申請地は、大洲市防災センターの南西約700mにある畑で現在も良好に耕作されています。姉が嫁ぎ先で相続した農地ですが、姉は農業をしておりませんので、弟が引き受けるという形になったそうです。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しています。

2番案件は、親族間による売買になります。申請地は2か所に分かれています。大洲警察署の南西約200mと西約600mにある田になります。現在も良好に管理されていました。

譲受人は家族で年間を通して農業に従事しています。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、いずれも農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。3番、お願いします。

13番

失礼をいたします。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページも併せてご覧ください。

3番案件は、贈与での所有権移転となります。

申請地は、大洲市給食センターの北西約350mにある譲受人の所有地に隣接した畑1筆になります。申請地は現在遊休化しておりますが、整備を行ったうえで季節野菜を栽培する予定になっています。

譲渡人は、親子で年間を通して農業に従事しており、農地取得に問題はないと思います。

その他につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。

議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご

説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから9ページを併せてご覧ください。

1番、手成の土地1筆です。

申請人の居宅が平成30年7月の豪雨災害で被災をしたため、申請地へ新たに自己住宅を建築するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料7ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から北に約8.2kmのところ  
に位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性が  
ない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地では既に敷地の造成に着手されていたことから、このこと  
については申請人から始末書を提出いただいております、県に違反転用事  
案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページを  
ご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告  
をうけたいと思います。1番。

22番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の4ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案  
説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先  
程事務局から説明がありましたように、すでに敷地の造成に着手されて  
おり、この件につきましては違反転用の状況にあることから、本人も始  
末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は自己  
所有地や市道となっており、各項目において適当と思われることから問  
題はないものと思えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許  
可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありません  
か。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として  
送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付する  
ことに決定いたしました。

次に、議案第9号『農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
て』を議題といたします。

事務局（次長）

事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙議案説明資料の10ページから14ページまでを併せてご覧ください。

1番平野町平地の土地、710㎡の案件は、譲受人の現在の資材置場は借地で、今年3月末に地主に返すことになり、新たに資材置場等が必要なため、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西南西に約3.7kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

7番

はい。失礼をいたします。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから14ページを参考にしてください。申請地は、12ページの位置図のとおり、平野小学校から西北西へ約1.1kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われまます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第10号『農地法第5条の規定による許可の取下げについて』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可の取下について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙議案説明資料の15ページから16ページまでを、併せてご覧ください。

1番、河辺町三嶋の土地、2筆合計162.44㎡の案件は、先月5日の定例総会でご報告したものでございます。

申立によりますと、転用申請後、申請地は喜多郡河辺村が河辺ふるさと公園の露天駐車場用地として土地収用したことが証明でき、法務局により田から雑種地へ地目変更がされたため申請を取り下げたい、とのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、本案を取消し願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。

次に、議案第11号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第11号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書5ページ、並びに別紙議案説明資料の17ページから22ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、肱川町名荷谷の土地、1筆、2,464㎡の案件は、申請地で水稻栽培をしていたが、高齢となり親族も市外に居住しているなど耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことから、今後は山林として管理するため除外の申出があったものです。申出地は周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上1件、1筆、2,464㎡となっております。

ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

3 3 番

失礼します。

1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 1 7 ページから 2 2 ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺には農地がありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。

次に、議案第 1 2 号『下限面積 (別段の面積) の設定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第 1 2 号「下限面積 (別段面積) の設定について」をご説明しま

す。議案書 6 ページをご覧ください。

例年設定しております、『下限面積 (別段の面積) について』でござ

います。当議案では、農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積 (別段の面積) の設定についてご審議をお願いするものです。

当市では農地法施行規則第 2 0 条の規定に基づき、市の全域に別段の面積 3 0 a を設定していますが、これは経営耕地面積 3 0 a 未満の農家割合が市内各地域で 4 割を超えている点、市内の農地の約 1 4 % 近くが遊休化している点などの状況を踏まえ、新規就農の促進及び農地の有効活用、並びに遊休農地の解消を図るため、継続して市の全域に別段の面積 3 0 a を引き続き設定したくお諮りいたします。

また、空き家に附属した農地に限定した設定としまして、大洲市空き家バンクに登録された物件に附属した小規模な農地を購入する場合にそ

の農地の有効利用と遊休農地解消を目的として、1aの設定も継続したいと考えております。

今年度につきましても、昨年度と同様の数値であるため、本総会に直接上程しております。

なお、本日ご承認をいただきましたら、速やかに公示及び適用することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、今説明しましたように引続き設定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、議案書のとおり下限面積（別段の面積）について設定することに決定いたしました。

次に、議案第13号『大洲市賃借料情報の提供について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。

議案書7ページをご覧ください。

当議案では、農地法第52条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供についてご審議をお願いするものです。

情報は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までと令和2年1月1日から令和2年12月31日までの2年分についての農地法第3条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借契約の賃借料をデータとして抽出したものです。

金額等についての読み上げは省略させていただきますので、後ほど議案書で確認をお願いします。

注意する点として、各データにつきまして、注釈2に記載にありますように「平均値からの増減それぞれが70%を超える事例を除いている」ことです。これは特殊な事情等により契約したものを除くことにより、より平均的な数値を出すことを目的としております。

また、データ数が5件未満の地域につきましては、「事例なし」とさせていただきます。

本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどにて情報を提供することも併せて申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

ご質疑も無いようですので、この件につきましては、農地法第5.2条



の規定により、大洲市ホームページなどによって情報を提供することと致します。

会長代理

次に、議案第14号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、幸野会長に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の8ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

2番、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定します。

3番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

5番及び6番、水稻及び野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

7番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数、9件・22筆、利用権設定総面積、21,529㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書12ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田の農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、田1筆・計991㎡及び畑1筆・396㎡。利用目的は「水稻及び麦の栽培」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、1,387㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく願います。

会長代理

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

会長代理

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

会長代理

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇の入場を許可します。

議長(会長)

次に、議案第15号『農用地利用配分計画(案)について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

失礼します。

議案第15号「農用地利用配分計画(案)について」をご説明します。  
本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番、東大洲の土地、田5筆・計8,557㎡は、水稻を栽培するために使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

2番、菅田町菅田の土地、田8筆・計7,493㎡及び畑1筆・1,160㎡は、水稻及び麦を栽培するために賃借権及び使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、本案は原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。